

問い合わせ先

海上保安庁警備救難部刑事課

刑事企画指導官 田端

TEL 03-3591-6361(内線 5402)

03-3591-7946(夜間直通)

平成24年2月3日

海上保安庁

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第29条に基づく
平成23年における傍受に関する国会報告について

平成23年中の通信傍受の実施状況等について、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第29条の規定に基づき、本日、政府として国会報告をしたところです。

その内容は別表のとおりです。

なお、海上保安庁では、平成23年中に、傍受令状を請求し、傍受令状の発付を受け、又は傍受の実施をしたことはなく、傍受が行われた事件に関して逮捕した者はありません。

（注）政府は、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」第29条に基づき、毎年、次に掲げる事項を国会に報告するとともに、公表することとされています。

- ・ 傍受令状の請求及び発付の件数
- ・ その請求及び発付に係る罪名
- ・ 傍受の対象とした通信手段の種類
- ・ 傍受の実施をした期間
- ・ 傍受の実施をしている間における通話の回数
- ・ 令状記載通信等が行われたものの数
- ・ 傍受が行われた事件に関して逮捕した人員数

法務省、厚生労働省、警察庁にて同時発表

五	四					番号		
一件	五件					請求	傍	
一件	五件					発付		
銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持等】	銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条の三第二項、同第一項後段、第三条第一項、第三十一条の八、第三条の三第一項、刑法第六十条） 【拳銃の加重所持、拳銃実包の所持等】					罪名（罰条）	受令状	
携帯電話	携帯電話					通信手段の種類		
間三十日	八日間	間十五日	間十五日	日二十八	間十九日	実		
回六十四百	四六回十	一九五回十百	三六七回十百	十百千回六二	三四回十	回数	施	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第一号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二号	間	
なし	なし					数人員	逮捕	

七			六			番号	
三件			一件			請求	
三件			一件			発付	
麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八条第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条） 【業として行う覚醒剤等の譲渡】			銃砲刀剣類所持等取締法違反（同法第三十一条第二項、同第一項、第三条の十三、第三十一条の三第二項、同第一項前段、第三条第一項、刑法第六十条） 組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、第四条、刑法第九十九条、第六十条） 【拳銃の発射、拳銃の加重所持、組織的な殺人等】			罪名（罰条）	
携帯電話			携帯電話			通信手段の種類	
二日間	二七日	二七日	七日間			実	
九回	八回	八回	なし			回数	
なし	五十回	九百回	なし			第一号	
なし	なし	なし	なし			第二号	
一人			なし			逮捕人員数	

九	八					番号		
一件	五件					請求	傍	
一件	五件					発付		
<p>【業として行う覚醒剤等の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八條第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項）</p>	<p>【業として行う覚醒剤等の譲渡】 麻薬特例法違反（同法第五条第四号、第八條第二項、覚せい剤取締法第四十一条の二第二項、同第一項、刑法第六十条）</p>					罪名（罰条）	受令状	
携帯電話	携帯電話					の	通信手段の種類	
間十八日	七日間	日間二十九	七日間	間二十日	日間二十九	実		
七二四回十百	回十八	回七十二百	四八三回十百	なし	五五二回十百	回数	施	
回十百五二	なし	七七回十	回十百一九	なし	五七回十	第一号	期	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	第二号	間	
五人	六人					数	逮捕人員	

十				番号	
四件				請求	
四件				発付	
組織的犯罪処罰法違反（同法第三条第一項第三号、刑法第九十九条、第六十条） 【組織的な殺人】				罪名（罰条）	
				受令状	
携帯電話				通信手段の種類	
十日間	間十七日	間十七日	間二十日	実	
回二百	回十八	回百六十	回五百六十	施	
なし	なし	なし	なし	回数	期間
なし	なし	なし	なし	第一号	
なし	なし	なし	なし	第二号	第二号
なし				逮捕人員数	

（注一） 「麻薬特例法」とは「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」をいい、「組織的犯罪処罰法」とは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」をいう。

（注二） 組織的犯罪処罰法の条項については、平成二十三年法律第七十四号による改正前のものである。